

令和7年度
水質検査計画



与論町水道課

目 次

1	水質検査計画に関する基本方針	1
2	水道施設の概要	2
3	原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点と対応	6
4	水源ごとの水質検査項目	7
5	臨時の水質検査	9
6	水質検査方法	9
7	水質検査計画及び結果公表の方法	10
8	その他水質検査実施に際し、配慮すべき事項	11
9	水質基準項目の検査頻度	13

[添付資料]

水質検査計画

1 水質検査計画に関する基本方針

この計画は、水道水の水質管理強化を図ることにより、水道水源の安全を確保し、町民に安全で安心な水を安定的に供給するために、水道法に基づき策定するものである。

計画策定にあたっては、需要者の声を反映させるとともに、水質検査の結果等についても広く町民に公開し、水道水質の現況に対する理解と今後の水道水源の保全に対する協力を求めるものである。

【水質検査で定める事項】

(水質検査機関への委託)

水道水質の検査については、水道法に基づき適正、且つ、正確な検査が実施でき、水質異常が発生した際、敏速に対応できる精度の高い検査実績を持つ県内の水質検査登録機関に委託する。

(臨時の水質検査)

水源の水質が著しく悪化した時や水源に異変が生じた時は、すみやかに臨時の水質検査を実施し、安全性を確認する。

(水質事故時の対応)

水質検査の結果、水質に異常が判明した場合は、直ちに給水を停止し、給水域の需要者に「給水停止」の広報を行い、必要に応じて「給水車による給水開始」を実施する。

(連絡体制)

水道水質の検査計画を円滑に実施するため、県及び水質検査登録機関との連絡調整体制を強化する。

(水質検査計画の見直し)

水道水質検査計画は年度ごとに見直し、計画対象の期間は当該年度を含む3年間とする。

2 水道施設の概要

与論町の水道水源はすべて地下水に頼っており、地質に由来する硬度の高い水の弊害に悩まされてきました。また、硝酸性窒素濃度の上昇に対する不安、降水量の少ない年においては、塩水化の心配があり、これらの問題を解決するために平成 11 年度から平成 12 年度にかけて淡水化施設が完成し、平成 13 年度から安全で清浄な水道水を安定的に供給し、現在に至っております。水道事業の概要は下記のとおりです。

(1) 給水状況（令和 7 年 3 月見込）

給水人口	5,058 人
給水普及率	99.9%
給水件数	2,885 件
年間総配水量	687,400 m ³
1 日最大配水量	2,960 m ³

(2) 水道施設の概要

浄水場

古里浄水場

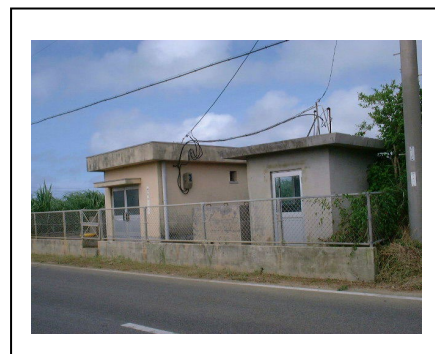
供用開始	平成 13 年度
浄水方法	電気透析方式
水源の種別	地下水
計画給水人口	6,100 人



水源地

① 古里第 1 水源

建設年月	昭和 47 年 3 月
水源の種別	地下水
計画取水量	500 トン/日



② 古里第 2 水源

建設年月	昭和 48 年 3 月
水源の種別	地下水
計画取水量	600 トン/日



③ 古里第 3 水源

建設年月	昭和 49 年 7 月
水源の種別	地下水
計画取水量	200 トン/日



④ 古里第 4 水源

建設年月	昭和 51 年 3 月
水源の種別	地下水
計画取水量	400 トン/日



⑤ 古里第 5 水源

建設年月	昭和 53 年 2 月
水源の種別	地下水
計画取水量	400 トン/日



⑥ 古里第 6 水源

建設年月	昭和 56 年 6 月
水源の種別	地下水
計画取水量	300 トン/日



⑦ 古里第7水源

建設年月	平成12年7月
水源の種別	地下水
計画取水量	700トン/日



⑧ 麦屋第1水源

建設年月	昭和49年4月
水源の種別	地下水
計画取水量	400トン/日



⑨ 麦屋第2水源

建設年月	昭和56年3月
水源の種別	地下水
計画取水量	200トン/日

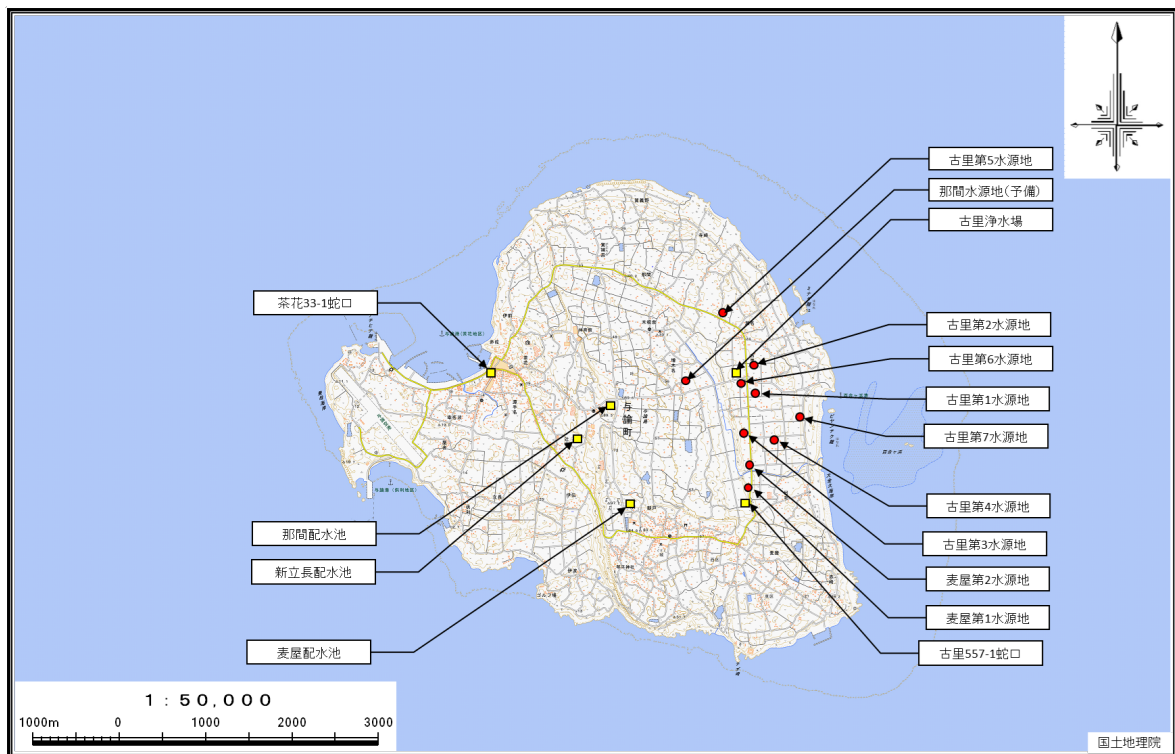


⑩ 那間水源（予備水源）

建設年月	昭和45年3月
水源の種別	地下水
計画取水量	380トン/日



与論町水道施設位置図（採水地点）



定期給水栓採水場所は、茶花 33-1 蛇口（那間配水池系）及び古里 557-1 蛇口（麦屋配水池系）とする。

3 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点と対応

浄水場	水源名	原水	浄水
古里 浄水場	古里第1水源 古里第2水源 古里第3水源 古里第4水源 古里第5水源 古里第6水源 古里第7水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値(10mg/L)の1割～5割で推移している。 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)と蒸発残留物は基準値(それぞれ300mg/L, 500mg/L)を継続的に超過している。 ・ナトリウムは基準値(200 mg/L)の1割～4割で推移している。 ・塩化物イオンは基準値(200 mg/L)の2割～4割で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウム、塩化物イオンの除去処理。 	<p>(那間配水池系)</p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値の1割～3割で推移している。 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)と蒸発残留物は基準値の5割～8割で推移している。 ・ナトリウムと塩化物イオンは基準値の1割～2割で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウムについては、経過観察。
	麦屋第1水源 麦屋第2水源	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細菌類は検出される。 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が基準値(10mg/L)の3割～4割で推移している。 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)と蒸発残留物は基準値(それぞれ300mg/L, 500mg/L)を継続的に超過している。 ・ナトリウムは基準値(200 mg/L)の1割～3割で推移している。 ・塩化物イオンは基準値(200 mg/L)の2割～4割で推移している。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅菌と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウム、塩化物イオンの除去処理。 	<p>(麦屋配水池系)</p> <p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は基準値の1割～3割で推移している。 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)と蒸発残留物は基準値の5割～8割で推移している。 ・ナトリウムと塩化物イオンは基準値の1割～2割で推移している。 <p>(管理上の問題点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、カルシウム、マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、ナトリウムについては、経過観察。
	那間水源 (予備水源)	<p>(状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡水化施設整備以前の利用施設で現在未使用。 <p>(対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する場合は、事前に水質検査を行い、水質確認後、予備水源として備える。 	

4 水源ごとの水質検査項目

(1) 水質検査項目，採水地点，採水頻度およびその理由

① 毎日検査（浄水）

色，濁り及び残留塩素の測定を浄水場給水区域ごとに測定し，記録に残す。

② 概ね1月に1回以上行う検査（毎月検査）

毎月1回，一般細菌，大腸菌，塩化物イオン，有機物，pH値，味，臭気，色度及び濁度の9項目（省略不可項目）に，水源地周辺の土地利用状況を勘案し，過剰な施肥によりその濃度が上昇する可能性のある硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素及び経過観察のためのカルシウム，マグネシウム等（硬度）を加えた11項目の検査を行う。

③ 全項目検査（浄水）

概ね3月に1回以上検査を行う必要のある項目のうち，省略不可項目（22項目）と亜硝酸態窒素及び基準値の2分の1を超過する項目（硬度，蒸発残留物）を加えた計25項目の検査を3ヶ月ごとに行う。

定量下限値が基準値の1/10を確保できない項目（非イオン界面活性剤）と，基準値の1/10を上回っている項目（ナトリウム及びその化合物）は1年に1回の頻度とする。

基準値の1/10以下である項目（カドミウム及びその化合物，水銀及びその化合物，セレン及びその化合物，鉛及びその化合物，ヒ素及びその化合物，六価クロム化合物，フッ素及びその化合物，ホウ素及びその化合物，四塩化炭素，1,4-ジオキサン，シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン，ジクロロメタン，テトラクロロエチレン，トリクロロエチレン，ベンゼン，亜鉛及びその化合物，アルミニウム及びその化合物，鉄及びその化合物，銅及びその化合物，マンガン及びその化合物，陰イオン界面活性剤，ジェオスミン，2-メチルイソボルネオール，フェノール類）は3年に1回の頻度とする。

但し，3年に1回は，省略した項目を加えた全51項目の全項目検査を実施する。

④ 原水検査

原水検査は39項目（別表2参照）とし，各水源とも年1回行う。

⑤ 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目のうち農薬類に関しては，主要作物への散布時期に毒性や蓄積性を考慮して選定し，検査を実施するものとする。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については，原水検査を年1回水源を選定し，検査を実施するものとする。

⑥ 指標菌検査

クリプトスポリジウム対策としては、水源が全て地下水であり、これまでに一度も指標菌が検出されたことが無く、クリプトスポリジウム等による汚染の可能性が低いこと（レベル2）から指標菌検査を3ヶ月毎に1回各水源で実施する。

(2) 水質検査省略項目とその理由

水質検査については、過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下であることから、その一部の検査を省略することとした。

省 略 項 目	省 略 理 由
カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、マンガン及びその化合物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、フェノール類	基準値の1/10以下である。

新水道法における検査の回数、検査の省略の可否の判断基準

<p>1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができることとする。</p> <p>2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。</p> <p>3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略できることとする。</p>

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行う。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき
- ロ 水源に異常があったとき
- ハ 水源付近, 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ニ 浄水過程に異常があったとき
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- へ その他特に必要があると認められるとき

6 水質検査方法

毎日検査の3項目(色度・濁度・残留塩素)及び2項目(味・臭気)は自主検査するが、それ以外の定期水質検査及び臨時の水質検査は全て厚生労働省から認定され、水質異常が発生した際、敏速に対応可能な信頼できる県内の水質検査登録機関に委託する。

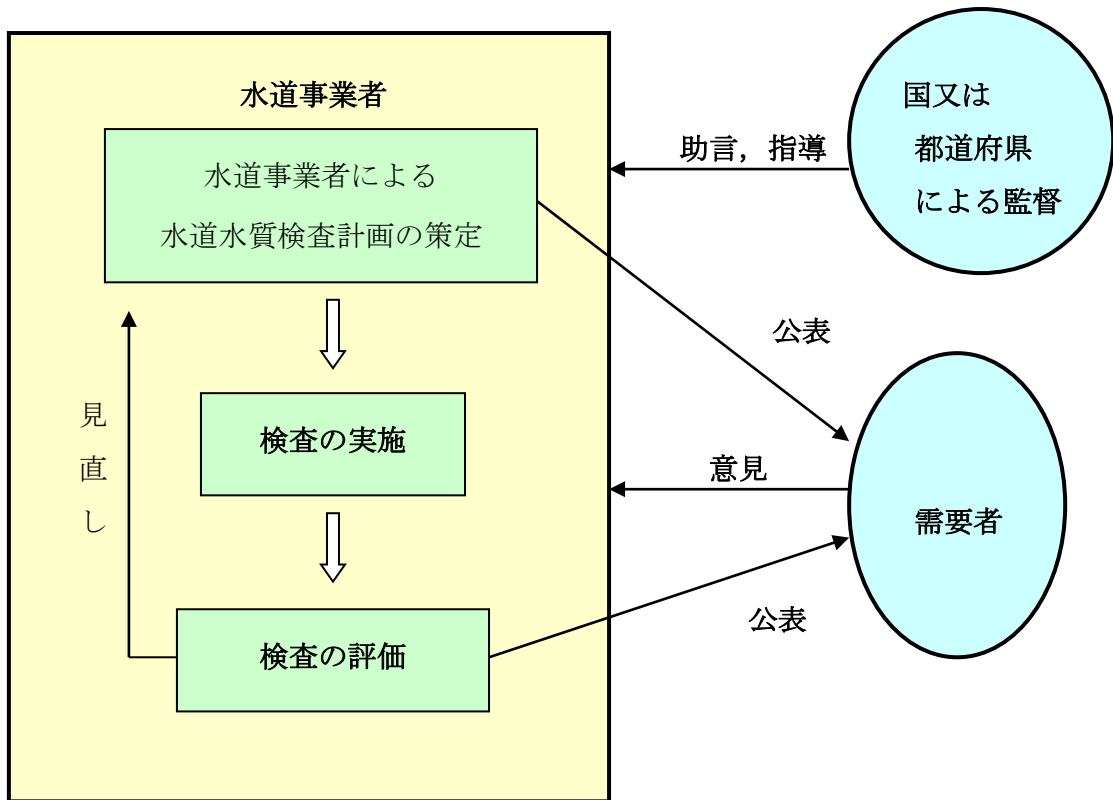
また、水質検査の方法は、水質基準に関する省令に定める方法とする。

水 質 検 査 計 画

	名 称	検査の委託の状況	今後の方針	備 考
上 水 道	古里浄水場	毎日検査以外の項目	現状に同じ	
	(古里第1水源)			
	(古里第2水源)			
	(古里第3水源)			
	(古里第4水源)			
	(古里第5水源)			
	(古里第6水源)			
	(古里第7水源)			
	(麦屋第1水源)			
	(麦屋第2水源)			
	(那間水源)(予備水源)			

7 水質検査計画及び結果公表の方法

水質検査計画書は、常時閲覧可能な状態で水道課内において管理する。また、検査結果は町広報紙やホームページに掲載して情報を共有化するとともに、計画に対する貴重な意見要望に対しては、内容を十分検討し、次年度の計画に反映させることとする。



水質検査計画の概要

8 その他水質検査実施に際し、配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

水質検査を水質基準と対比し、経年的な推移等からそれぞれの水源の状況を評価する。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

蓄積された検査結果をもとに、毎年度、基準項目や検査頻度の見直しを行う。
また、計画の運用に当たっては、不具合のあった個所や住民の方々からの貴重な意見要望等を参考とする。

(3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水質検査は、その精度と信頼性が極めて重要であることから、委託に当たっては、水質検査機関が行う公的な外部精度管理調査（クロスチェック）の結果の表示を求め、検査結果の精度と信頼性保証の確認を行う。

(4) 関係者との連絡に関する事項

水質検査の結果、水質が基準を満足しないなど異常が判明した場合、直ちに給水を停止し、給水区域の住民には広報車、防災無線などにより広報を流すとともに早急な復旧を行う。

その後、保健所及び県生活衛生課に連絡するとともに、水質検査機関と連携しながら状況を把握する。また、結果は速やかに保健所等に報告する。

(5) 水質検査を委託する場合の内容

① 給水栓水質検査（定期の水質検査）

ア 検査項目及び検査頻度

別紙添付資料（水質基準の項目と検査頻度（給水栓水））のとおり

イ 試料の採取及び運搬方法

i 定期の採水（10月を除く）は、与論町水道課職員（以下「甲」という）が採水する。

ii 10月の採水は、受託者（以下「乙」という）が現地にて採水する。

iii 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して空輸する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、「水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省大臣が定める省令」（平成15年厚生労働省告示第261号[最終改定令和5年3月24日厚生労働省告示第85号]）（以下「告示法」という。）で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とするため、乙は空港まで試料を取りに行く。

② 原水水質検査

ア 検査項目及び検査頻度

別紙添付資料（水質基準の項目と検査頻度（原水））のとおり

イ 試料の採取及び運搬方法

- i 3カ月ごとの指標菌検査は、甲が採取する。
- ii 10月の採水は、乙が現地にて採水する。
- iii 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して空輸する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の使用採取後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とするため、乙は、空港まで試料を取りに行く。

③ 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

ア 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

イ 試料の採取及び運搬方法

- i 甲が採水する。
- ii 試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して空輸する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採取後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とするため、乙は空港まで試料を取りに行く。

9 水質基準項目の検査頻度

上水道（那間配水池系）

項 目	基 準 値	過去3年間の 最高値	浄水検 査頻度	その理由	原水検 査頻度		
1 一般細菌	100/ mL 以下	4	1 回/月	省略不可項目	1 回/年		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず					
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005					
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	3.0	1 回/月	周辺状況を勘案			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10					
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002					
15 1,4-ジシロキサン	0.05mg/L 以下	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (合算)	<0.004					
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002					
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005					
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001					
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001					
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.13			4 回/年	省略不可項目	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002					
23 クロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005					
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0012					
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001					
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100					
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0003					
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0025					
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008					
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.04	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03					
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	0.08					
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	34.5			1 回/年	基準値の 1/5 以下	
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	38.5	1 回/月	省略不可項目			
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	230	1 回/月	基準値の 1/2 を超過			
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	332	4 回/年	基準値の 1/2 を超過			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大			
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
46 有機物（TOC）	3mg/L 以下	<0.3	1 回/月	省略不可項目			
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	7.1					
48 味	異常でないこと	異常なし					
49 臭 気	異常でないこと	異常なし					
50 色 度	5 度以下	<0.5					
51 濁 度	2 度以下	<0.2					

上水道（表屋配水池系）

項 目	基 準 値	過去3年間の 最高値	浄水検査 頻度	その理由	原水検査 頻度		
1 一般細菌	100/ mL 以下	2	1 回/月	省略不可項目	1 回/年		
2 大腸菌	検出されないこと	検出されず					
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	<0.0003	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年		
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	<0.00005					
5 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	<0.001					
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	<0.002					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	<0.004				4 回/年	周辺状況を勘案
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	<0.001				4 回/年	省略不可項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	2.9	1 回/月	周辺状況を勘案			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	<0.05	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
13 砒素及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.10					
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	<0.0002					
15 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/L 以下	<0.005					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下 (合算)	<0.004					
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	<0.002					
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.0005					
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	<0.001					
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	<0.001					
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	0.14				4 回/年	省略不可項目
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	<0.002					
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	<0.0005					
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
25 ジブromクロロメタン	0.1mg/L 以下	0.0016					
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	<0.001					
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	<0.0100					
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	<0.003					
29 ブromジクロロメタン	0.03mg/L 以下	0.0004					
30 ブromホルム	0.09mg/L 以下	0.0034					
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	<0.008					
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下	1 回/年		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	<0.02					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	<0.03					
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	<0.01					
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	34.0	1 回/年	基準値の 1/5 以下			
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	<0.005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	38.1	1 回/月	省略不可項目			
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	235	1 回/月	基準値の 1/2 を超過			
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	332	4 回/年	基準値の 1/2 を超過			
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	<0.02	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
43 2-メチルリゾリノール	0.00001mg/L 以下	<0.000001					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	<0.004	1 回/年	定量下限値が基準値の 1/10 より大			
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	<0.0005	1 回/3 年	基準値の 1/10 以下			
46 有機物 (TOC)	3mg/L 以下	0.4	1 回/月	省略不可項目		1 回/年	
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	7.2					
48 味	異常でないこと	異常なし					
49 臭 気	異常でないこと	異常なし					
50 色 度	5 度以下	<0.5					
51 濁 度	2 度以下	<0.2					

添 付 資 料

(水質検査計画)

水質基準の項目と検査頻度（給水栓水）

◎: 省略不可項目 ○: 追加項目

No.	水質基準項目	給水栓水質検査											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	一般細菌	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	大腸菌	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	カドミウム及びその化合物						◎						
4	水銀及びその化合物						◎						
5	セレン及びその化合物						◎						
6	鉛及びその化合物						◎						
7	ヒ素及びその化合物						◎						
8	六価クロム化合物						◎						
9	亜硝酸態窒素			○			◎			○			○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			◎			◎			◎			◎
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	○	◎
12	フッ素及びその化合物						◎						
13	ホウ素及びその化合物						◎						
14	四塩化炭素						◎						
15	1, 4-ジオキサン						◎						
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン						◎						
17	ジクロロメタン						◎						
18	テトラクロロエチレン						◎						
19	トリクロロエチレン						◎						
20	ベンゼン						◎						
21	塩素酸			◎			◎			◎			◎
22	クロロ酢酸			◎			◎			◎			◎
23	クロロホルム			◎			◎			◎			◎
24	ジクロロ酢酸			◎			◎			◎			◎
25	ジブromokロロメタン			◎			◎			◎			◎
26	臭素酸			◎			◎			◎			◎
27	総トリハロメタン			◎			◎			◎			◎
28	トリクロロ酢酸			◎			◎			◎			◎
29	ブromokロロメタン			◎			◎			◎			◎
30	ブromokロロホルム			◎			◎			◎			◎
31	ホルムアルデヒド			◎			◎			◎			◎
32	亜鉛及びその化合物						◎						
33	アルミニウム及びその化合物						◎						
34	鉄及びその化合物						◎						
35	銅及びその化合物						◎						
36	ナトリウム及びその化合物						◎						
37	マンガン及びその化合物						◎						
38	塩化物イオン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物			○			◎			○			○
41	陰イオン界面活性剤						◎						
42	ジェオスミン						◎						
43	2-メチルイソボルネオール						◎						
44	非イオン界面活性剤						◎						
45	フェノール類						◎						
46	有機物(TOC)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
47	pH値	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
48	味	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
49	臭気	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
50	色度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
51	濁度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	項目数	11	11	25	11	11	51	11	11	25	11	11	25

採水地: 那間配水池系、麦屋配水池系 (2カ所)

水質基準の項目と検査頻度（原水）

◎:省略不可項目 ○:追加項目

No.	水質基準項目	原水水質検査				
		6月	9月	10月	12月	3月
1	一般細菌			◎		
2	大腸菌			◎		
3	カドミウム及びその化合物			◎		
4	水銀及びその化合物			◎		
5	セレン及びその化合物			◎		
6	鉛及びその化合物			◎		
7	ひ素及びその化合物			◎		
8	六価クロム化合物			◎		
9	亜硝酸態窒素			◎		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			◎		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			◎		
12	フッ素及びその化合物			◎		
13	ホウ素及びその化合物			◎		
14	四塩化炭素			◎		
15	1, 4-ジオキサン			◎		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			◎		
17	ジクロロメタン			◎		
18	テトラクロロエチレン			◎		
19	トリクロロエチレン			◎		
20	ベンゼン			◎		
21	塩素酸					
22	クロロ酢酸					
23	クロロホルム					
24	ジクロロ酢酸					
25	ジブロモクロロメタン					
26	臭素酸					
27	総トリハロメタン					
28	トリクロロ酢酸					
29	ブロモジクロロメタン					
30	ブロモホルム					
31	ホルムアルデヒド					
32	亜鉛及びその化合物			◎		
33	アルミニウム及びその化合物			◎		
34	鉄及びその化合物			◎		
35	銅及びその化合物			◎		
36	ナトリウム及びその化合物			◎		
37	マンガン及びその化合物			◎		
38	塩化物イオン			◎		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			◎		
40	蒸発残留物			◎		
41	陰イオン界面活性剤			◎		
42	ジオスミン			◎		
43	2-メチルイソボルネオール			◎		
44	非イオン界面活性剤			◎		
45	フェノール類			◎		
46	有機物(TOC)			◎		
47	pH値			◎		
48	味					
49	臭気			◎		
50	色度			◎		
51	濁度			◎		
52	指標菌(大腸菌, 嫌気性芽胞菌)	○	○		○	○
53	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)			○※		
項目数		1	1	39	1	1

採水地:古里第1水源～第7水源, 表屋第1水源～第2水源, 那間水源(10カ所)

※年1回水源を選定し、検査を実施。